



プレスリリース

令和7年2月26日
西条保健所企画課

令和6年度第2回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想 調整会議の開催について

新居浜・西条地域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条構想区域における地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、標記会議を次のとおり開催（部分公開）します。

- 1 開催日時
令和7年3月5日（水曜日） 19：00～（1時間程度）
- 2 開催場所
愛媛県東予地方局 7階 大会議室 （西条市喜多川796-1）
- 3 議題
(1) かかりつけ医機能報告について【公開】
(2) 外来機能報告（紹介受診重点医療機関）について【非公開】
(3) 情報提供
- 4 傍聴
(1) 傍聴の定員 10人
(2) 傍聴の申込方法等
 - ① 傍聴を希望される方は、別添傍聴要領を参考に、3月3日（月曜日）午後5時までに、電話又はFAXにより、氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を西条保健所企画課医療対策係へ連絡して下さい。（1回の申込につき1人のみ可）
 - ② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③ 傍聴することができる方には、3月4日（火曜日）午後5時までに、西条保健所から電話又はFAXによりその旨を連絡します。
- (3) 会議は、非公開の議題を除き傍聴できますが、発言はできません。
- (4) 傍聴される場合は、別添傍聴要領をご確認ください。

【問い合わせ先及び傍聴申込み先】

西条保健所企画課医療対策係
〒793-0042 西条市喜多川796番地の1
電話 0897-56-1300（内線307）
FAX 0897-56-3848



傍 聴 要 領

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議

【平成 27 年 6 月 2 日制定】

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、会議開始時刻の 5 分前までに会場の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。（受付は、会議開始時刻の 30 分前から行います。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、2 の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。